

青森県報

号外第四十六号

令和六年
七月十九日
(金曜日)

目 次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…

監 査 委 員

青森県監査委員告示第五号

令和二年度、令和三年度及び令和四年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、措置の内容を公表する。

令和六年七月十九日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	三 浦 引 子
青森県監査委員	櫛 ユキ子
青森県監査委員	小比類巻 正 規

包括外部監査結果に対する措置の公表

監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
建設技術センター	青森県建設技術センター	[建設資材の材料試験事業に係る仕掛品の評価について] 建設資材の材料試験事業において、仕掛品の評価は原価計算に基づく評価ではなく、期末に材料試験が未完了の受託作業に係る人件費を集計したものとなっている。つまり、現状における仕掛品の評価は、受託した未完了の材料試験毎に発生した人件費を計算し、これらを集計して仕掛品の金額としている。	当該事業を収益事業とする場合には計算することとした。

(包括外部監査報告書 p125 の表参照)

材料試験項目は、業務案内によると圧縮強度試験(コンクリート、モルタル、石材)、アスファルト試験(抽出、密度)、土の締固試験、骨材のふるい分け試験、修正CBR試験等を行っている。材料試験と機械装置との関係をみると材料試験毎に使用する機械装置が対応している。固定資産台帳によれば、上記の例では、CBR試験のための機械装置としては自動CBR試験機が2台、CBR試験自動取込編集装置一式が2台あり、あるいは分け試験のための機械装置としては自動ふるい振とう機が2台、ふるい振とう機1台が対応している。このような理由から1日当たりの間の減価償却費や1日当たりの間

建設技術センター	青森県建設技術センター	〔建設資材の材料試験事業における事業原価の表示について〕建設資材の材料試験事業において、業務完了により収益計上された分に対応する費用については仕掛け品から事業原価（売上原価）に振替える必要があるが、現状では事業原価（売上原価）等の勘定科目ではなく、人件費に計上されている。	〔建設資材の材料試験事業における事業原価の表示について〕建設資材の材料試験事業において、業務完了により収益計上された分に対応する費用については仕掛け品から事業原価（売上原価）に振替える必要があるが、現状では事業原価（売上原価）等の勘定科目ではなく、人件費に計上されている。	接費を計算して、人件費のみではなく減価償却費やその他の間接費をも含めて仕掛品の金額を計算すべきである。 また、財務規程には仕掛品に関する規定が全くないため財務規程の改定が必要である。
建設技術センターラー	青森県建設技術センターラー	〔賞与引当金について〕引当金の計上要件は以下の4要件である（企業会計原則注解18参照）イ 将來の特定の費用又は損失に備えたものであることロ その発生が当期以前の事象に起因することハ その将來の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いことニ その金額を合理的に見積もることができること	〔賞与引当金について〕引当金の計上要件は以下の4要件である（企業会計原則注解18参照）イ 将來の特定の費用又は損失に備えたものであることロ その発生が当期以前の事象に起因することハ その将來の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いことニ その金額を合理的に見積もることができること	当該事業を収益事業とする場合には計上することとした。

建設技術センターラー	青森県建設技術センターラー	〔役員賞与引当金について〕引当金について」に示したとおりであるが、建設技術センターでは、決算期末において、役員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、役員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことある。役員賞与引当金を計上することが必要である。	〔役員賞与引当金について〕引当金について」に示したとおりであるが、建設技術センターでは、決算期末において、役員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、役員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことある。役員賞与引当金を計上することが必要である。	当法人は、重要性の原則及び会計慣行により役員賞与引当金は計上していないが、税効果会計を適用する場合には計上することとした。
建設技術センターラー	青森県建設技術センターラー	〔役員退職慰労引当金について〕建設技術センターでは、役員退職慰労引当金を計上していない。しかし、役員に対する退職慰労金は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に定められており、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員退職慰労引当金を計上することが必要である。	〔役員退職慰労引当金について〕建設技術センターでは、役員退職慰労引当金を計上していない。しかし、役員に対する退職慰労金は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に定められており、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員退職慰労引当金を計上することが必要である。	当法人は、重要性の原則及び会計慣行により役員退職慰労引当金は計上していないが、税効果会計を適用する場合には計上することとした。

<p>具体的には、規程に定められた退任慰労金のうち、支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員退職慰労引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p> <p>建設技術センター 青森県建設技術センター</p> <p>〔役員に対する賞与の支給金額の計算根拠について〕</p> <p>建設技術センターでは、職員の給与表や交通費等について、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。)に準じる規定が多く置かれている。職務の級の適用については、建設技術センターの「職員の給与に関する規程」第3条及び別表において定めている。ただし、建設技術センターの役員についてどの職務級を適用するかは定めていない。</p> <p>ところが建設技術センターでは、役員に対する賞与の支給金額について、給与表8級を適用し、県の期末手当の計算方法を準用している。役員賞与の算定上給与表8級を適用している根拠について質問した結果、「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」第2条及び別表第1が根拠であるとの説明があった。</p> <p>「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」では、理事長及び専務理事に支給する旅費の額について、「給与表の8級の職務にある者が旅費条例の規定に基づいて受けける旅費の額に相当する額」と定めており、給与条例の適用を受けた県職員の規定を準用している。しかし、これはあくまで旅費及び</p>	<p>関係規程について所要の整備をした。</p> <p>〔貸倒引当金について〕</p> <p>貸倒引当金の設定については、期末未収入金減高に対し税法基準により設定しているが、財務規程には貸倒引当金の設定に関する規定がない。</p> <p>財務規程に、貸倒引当金の計上基準を定めることが必要である。</p> <p>建設技術センター 青森県建設技術センター</p> <p>〔役員報酬規程の開示方法について〕</p> <p>公益法人は下記の規定のとおり、役員報酬規程を公表する義務があるとされている。</p> <p>公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律</p>	<p>財務規程について所要の整備をした。</p> <p>〔貸倒引当金について〕</p> <p>貸倒引当金の設定については、期末未収入金減高に対し税法基準により設定しているが、財務規程には貸倒引当金の設定に関する規定がない。</p> <p>財務規程に、貸倒引当金の計上基準を定めることが必要である。</p> <p>建設技術センター 青森県建設技術センター</p> <p>〔役員の報酬については、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第21条第2項の規定に従い、書類を事務所に備え置き、閲覧に供している。〕</p>
--	---	--

<p>費用弁償の規程であり、役員賞与の算定根拠とするのは適切でない。</p> <p>役員賞与の算定根拠としては、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において、役員に対する賞与の支給金額の算定上、県職員のどの職務級を適用するのかを明確に定めるべきである。</p> <p>引当金の計上基準については、貸借対照表中、「財務諸表に対する注記」の「1. 重要な会計方針」に記載しているものである。</p>
--

第 20 条 公益法人は、第 5 条 第 13 号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。
2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。

認定法第21条では、事務所備置き書類の一つとして報酬支給基準を規定し(第21条第2項第3号)何人の閲覧請求に応ずるべきことを規定している(第4項)。したが

		つて、最低事務所備置き閲覧の措置はとらなければならず、建設技術センターではこの措置を適用している。
建設技術センターネット	青森県建設技術センター	しかし、公益法人の役員報酬については、その公益性に鑑み、公表を広く解して何人も閲覧可能なインターネットのホームページなどで公開することが望ましいと考える。
〔事業費と管理費に共通する費用に関する配賦基準の文書化について〕	毎年の定期提出書類には各事業に関連する費用額の配賦基準を記載した配賦計算表を添付し、報告している。	建設技術センターでは事業費と出項目ごとに個別に配賦基準を決定し、現在もそれに従って配賦している。しかし建設技術センターでは、この配賦基準の設定根拠を文書化していない。

		ば、混乱が生じる可能性がある。現在の配賦基準の設定根拠を明確に文書化しておく必要があると考える。
建設技術センター	青森県建設技術センター	〔指名競争入札を採用する理由の明確化について〕
		建設技術センターでは、競争入札により契約する場合、従来から指名競争入札のみ行っており、一般競争入札は行っていない。これは、5,000万円以下の工事契約について原則として指名競争入札を採用している県の対応に準じていることである。5,000万円を超える契約がないため、指名競争入札によっているという金額基準における判断である。
建設技術センターネット	青森県建設技術センター	しかし、建設技術センターの財務規程第41条によると、あくまで原則は一般競争入札であることを念頭に、指名競争入札であり、例外的な場合に指名競争入札が認められているに過ぎない。あくまで原則は一般競争入札であることを念頭に、指名競争入札といいう例外規定を適用する場合は、財務規程に照らし、指名競争入札によることができる理由を明確にしておくことが望ましい。
		〔指名競争入札による場合の業者選定理由の記載について〕
建設技術センターネット	青森県建設技術センター	指名業者の選定過程は、A4一枚の「指名業者選定調査書」のみが残されている。指名業者選定調査書では選定結果と選定委員会の承認状況が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。選定過程の精緻な文書化が望ましいと考える。

監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
保健衛生課 費補助	結核予防事業 直し	〔結核予防事業計画書の様式の見 直し〕 県は補助金申請時の提出書類と して、第1号様式「結核予防補助 金交付申請書」、第2号様式「結核 予防事業計画書」、第3号様式「補 助金申請額内訳書」及び第4号様 式「收支予算書」の4つの様式を 定めている。このうち「結核予防 事業計画書」では、補助対象とな る健康診断の実施人數を、医療機 関実施分と保健所実施分の別に記 載する様式となっている。 しかし、本件補助金で対象とな るのは医療機関で実施した健康診 断のみであり、保健所実施分の記 載欄は不要である。業務効率化の 観点から、様式の見直しを行い、 不要な記載欄は削除することが望 ましい。	青森県結核予防補助金交付規程 の改正に伴い当該様式「結核予防 事業計画書（実績書）」から「保健 所実施分」の欄を削除した。
団体経営改善 課 農業近代化資 金利子補給費 補助	農業近代化資 金利子補給費 補助	〔規則と契約書間の支払期限に關 する規定の不整合について〕 青森県農業近代化資金利子補給 規則（以下、「規則」といいう。）には以下のとおり定 められている。 (利子補給金の支払) 第五条 県は、融資機関から利 子補給の請求があった場合に おいて、知事が適当であると 認めたときは、当該請求書を 受理した日から三十日以内に これを支払うものとする。 一方、県と各金融機関は農業近 代化資金利子補給につき農業近 代化利子補給契約書（以下、「契約書」といいう。）を締 結しており、以下のとおり定めら れている。	農業近代化資金利子補給契約を 締結している融資機関と変更契約 を締し、不整合を解消した。ま た、変更契約に係る説明を行った 際に、契約終了を申し出た融資機 関とは、農業近代化資金利子補給 契約の終了合意書を取り交わし た。 規則と契約書との間に生じてい る支払期限に関する規定の不整合 は、解消されることが望ましい。

構造政策課	農地中間管理 機構事業費補 助（一般管理 費（人件費、 管理事務 費）、（機構事 業推進費）	〔交付要綱の区分の簡素化につい て〕 規則と契約書との間に生じてい る支払期限に関する規定の不整合 は、解消されることが望ましい。	第8条 甲（青森県）は、乙（金 融機関）から前条の請求書を 受理したときは、その日の属 する月の翌月中にこれを支払 うものとする。 規則では、請求書を受理した日 から三十日以内に支払う事を求め ているのに対し、青森県と各金融 機関が締結した契約書では、請求 書を受理した日の属する月の翌月 中に支払う事を求めており、支払 期限の定めに不整合が生じてい る。実際の支払いは、規則に基づ き請求書を受理した日から三十日 以内に実施しており、当該規則を 遵守する事で契約書の支払条件を 満たしている。 しかし、規則と契約書との間で 支払期限の定めに不整合が生じて いるのは事実であり、これにより 事務手続きが煩雑となる可能性が ある。なお、農業経営負担軽減支 援資金利子補給費補助では、青森 県農業経営負担軽減支援資金利子 補給規則と農業経営負担軽減支援 資金利子補給契約書とで支払期限 の定めに不整合は生じておらず、 両者共に請求書を受理した日から 三十日以内に支払うものとしてい る。 規則と契約書との間に生じてい る支払期限に関する規定の不整合 は、解消されることが望ましい。
-------	--	---	--

	<p>をしており、県予算の上限に收まらない経費は、支援センターの自己負担として自主財源に付け替えよう、県が支援センターに指導している（支援センターには多少の手数料收入があり、自主財源を保有している）。なお、当該区分は、過年度に国費で100%賄われていた事業に係る経費が、その後徐々に削減されていく過程で発生した区分であり、実際の請求、決算、支払等は一括して行われている。にもかかわらず、県予算と支援センターの財源との間で経費を付け替えたり、県費で賄われる部分をさらに詳細に区分して経費を配分する労力をかけることにはあまりメリットはないものと思われる。以上より、交付要綱の区分を簡素化することにより事務の簡素化を図ることが望ましい。</p> <p>〔講演廳取機会の拡大、内容の公開検討について〕</p> <p>当事業で実施している「高校生のための講演会（以下、この項において「講演会」という。）」は、青森県人として誇りを持ったころ豊かな若人の育成と、県教育界の発展を目的として昭和51年に開始され、令和2年度で46回目を迎えた歴史ある事業である。これまでの講師を見ると、青森県にゆかりのあるオリンピックメダリスト、作家、上場企業役員、音楽家、大学教授等の各分野で活躍する名立たる人々である。</p> <p>補助金交付先である東京県人会が毎年作成している講演の要旨と生徒の感想文を掲載した「講演集録」を閲覧したところ、講演者が情熱をもって生徒に語りかけてい</p>
	<p>る様子、それにより生徒が新しい知識や気付き、刺激を受けている様子が読み取れた。率直な感想として、当事業は青森県の高校生の感受性・想像力を豊かにし、青少年の成長の一助となる効果的なものであると感じる。また、講師は、ゆかりのある青森での青少年教育という観点から講演を引き受けているものと推察され、報償費は一般的な相場と比較してかなり低額なものであり、効率性・経済性の観点からも優れている。したがって、出来るだけ多くの県内高校生に講演を聴く機会を与えることが、事業目的達成の観点から望まれる。</p> <p>近年の講演会は、毎年原則として6校で開催しているが、県内には80校弱の高校がある。一つの高校にて約13年に1度講演会が行われる単純計算となり、多くの高校生は講演を聴取する機会がないといえるだろう。県予算の制約や、補助金交付先である東京県人会の事務制約等はあると考えられるが、当講演会を聞いた生徒一人の未来が変わること可能性があることを考慮した場合に、実施回数の拡大を望みたい。</p> <p>また、講師の許可が得られた場合に、講演の要旨をインターネットで公開する、講演会を録画してYOUTUBE等で公開するといった方法の検討も望まれる。</p>
	<p>〔補助事業の効果測定指標について〕</p> <p>高照神社中門及び軒廊（国指定）は、早急な修理工事が必要と認識されているが、その持ち主の意思表示だけで修理が行われないまま市町村への補助金要望照会時に、今後10か年の事業計画作成を依頼するとともにヒアリングを実施している。その上で県で委嘱している各市町村の文化財保護指導員からの報告等を総合的に勘案し</p>

ま、文化財の価値が失われる恐れがある状況である。一方で、江渡（国指定）のように予算計上されていたにもかかわらず、その後修理自体が取りやめになる事態も発生している。

現状において、補助事業の成果は修理の件数でしか測定されないが、その弊害として、文化財としての価値を守るために可及的速やかな修理工事が必要とされている文化財と比較的離すのある文化財が同列に1件の成果として測定されてしまうことが挙げられる。

貴重な文化財を保護する観点から、修理すべき文化財に時間的な優先順位を付けて、必要な修理が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。

今後、県内文化財の保存修理費の効果測定に関して、各々の文化財の価値を維持するためには、どの期間に修理を実施すれば良いのか、すべての文化財を網羅的に調査し、時間的な優先順位を付ける等をしたうえで、文化財の保有者に適切に保存修理を促していくことが望ましい。

事業の優先順位を検討し、採択を行っていくこととした。

ると推定される。

「みちのく双書」は会員有志に支えられているが、仮にこれに匹敵する刊行物を外注で委託した場合のコストがどの程度であり、どれだけのベネフィットが得られていたかの定量的な事業効果測定指標の導入も今後考えるべきものと思料する。

本補助事業により成果を定量的な金額として測定することにより、今度の事業計画に役立てる観点が必要であると考える。

ことどもみらい 課	地域子ども・ 子育て支援事 業費補助(地 域子育て支援 事業)	ことどもみらい 課	実績報告書 18 件中 2 件につい て、補助金精算額調書に記載され た対象経費と歳入歳出決算(見込 書抄本の該当箇所が)一致している ことを確認できなかつた。 以下、放課後児童健全育成事業 費補助と同趣旨。	ことどもみらい 課	実績報告書 37 件中 21 件につい て、補助金精算額調書に記載され た対象経費と歳入歳出決算(見込 書抄本の該当箇所が)一致している ことを確認できなかつた。 以下、放課後児童健全育成事業 費補助と同趣旨。	ことどもみらい 課	実績報告書 18 件中 2 件につい て、補助金精算額調書に記載され た対象経費と歳入歳出決算(見込 書抄本の該当箇所が)一致している ことを確認できなかつた。 以下、放課後児童健全育成事業 費補助と同趣旨。	ことどもみらい 課	実績報告書 34 件中 10 件につい て、補助金精算額調書に記載され た対象経費と歳入歳出決算(見込 書抄本の該当箇所が)一致している ことを確認できなかつた。 以下、放課後児童健全育成事業 費補助と同趣旨。	ことどもみらい 課	実績報告書 34 件中 10 件につい て、補助金精算額調書に記載され た対象経費と歳入歳出決算(見込 書抄本の該当箇所が)一致している ことを確認できなかつた。 以下、放課後児童健全育成事業 費補助と同趣旨。	ことどもみらい 課	実績報告書 34 件中 10 件につい て、補助金精算額調書に記載され た対象経費と歳入歳出決算(見込 書抄本の該当箇所が)一致している ことを確認できなかつた。 以下、放課後児童健全育成事業 費補助と同趣旨。
と追記した。													

○令和4年度分

監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
東青地域民 局地域整備部	事業評価(管 理運営状況等 チェックシート) について	管理運営状況等チェックシートにおいて、指定管理者と県所管課の自己評価が異なる場合に、県所管課のコメントが記載されていないものがあった。 管理運営状況等チェックシートの関係する部分を抽出すると以下のとおりである。 【管理運営状況等チェックシート (R 3 年度) 県営住宅等 (青森地区) より抜粋】 ⑤指定管理料が適正に執行されているか。 指定管理者自己評価 4、県所管課自己評価 3 ⑥收支決算・経費節減状況 経費を節減し、収支決算が黒字となっているか。 指定管理者自己評価 4、県所管課自己評価 3 指定管理者コメント 経費を節減し、収支決算が黒字である。	実支出額が契合できるように記載すること。 令和4年度中間検査より処分制限が課されている設備の状況を、中間検査報告書へ具体的に記載すこととした。

			なお、令和 2 年度においても同様のケースがあつた。 指定管理の自己評価が 4 に対して、県所管課の自己評価が 3 と異なる評価なので、簡単なコメントの記載があつた方が望ましい。	課へ提出し
三八地域県民局地域整備部シートについて	管理運営状況等のチェックシートについて	管理運営状況等のチェックシートにおける、指定管理者の自己評価は全て 3 であり、これに対する県の評価も全て 3 であった。また、県ホームページを通じて県民に公表された評価結果も上記と同様に指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 であつた。さらに、県担当者にヒアリングを実施した結果、過去数年の指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 である。	三八地域県民局地域整備部「県民の自己評価は全て 3 であり、これに対する県の評価も全て 3 であった。また、県ホームページを通じて県民に公表された評価結果も上記と同様に指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 であつた。さらに、県担当者にヒアリングを実施した結果、過去数年の指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 である。	
上北地域県民局地域整備部	平団地入居申込案内	「県民の自己評価は全て 3 であり、これに対する県の評価も全て 3 であった。また、県ホームページを通じて県民に公表された評価結果も上記と同様に指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 であつた。さらに、県担当者にヒアリングを実施した結果、過去数年の指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 である。	「県民の自己評価は全て 3 であり、これに対する県の評価も全て 3 であった。また、県ホームページを通じて県民に公表された評価結果も上記と同様に指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 であつた。さらに、県担当者にヒアリングを実施した結果、過去数年の指定管理者の自己評価及びこれを受けた県の評価も全て 3 である。	業務水準書の内容が満たされていく。

建築住宅課	県のホームページにおける評価項目を「2」として建築住宅課へ提出した。 今後も、指定管理者との連携を図り、	「県のホームページにおける評価項目を「2」として建築住宅課へ提出した。 今後も、指定管理者との連携を図り、	「県のホームページにおける評価項目を「2」として建築住宅課へ提出した。 今後も、指定管理者との連携を図り、	「県のホームページにおける評価項目を「2」として建築住宅課へ提出した。 今後も、指定管理者との連携を図り、

目にわたる入居者資格が列挙されている。

- 同居し、又は同居しようとする親族があること
- 所擧が定められた基準の範囲内であること
- 住宅に困窮していることが明らかであること
- 県税を滞納していないこと
- 過去に県営住宅に入居していた方が入居する場合は過去の県営住宅家賃を滞納していないこと
- 暴力団員でないこと

建築住宅課	県のホームページにおける特定公共賃貸住宅の入居者資格について	ホームページの入居条件は、入居を希望する住民にとって重要な情報であるため、「次の1～3の入居者資格」という明らかな誤記について、「次の1～6の入居者資格」と速やかに訂正するべきである。
建築住宅課	特定公共賃貸住宅の入居者資格について	特定公共賃貸住宅に入居することができるのは、次に該当する方です。 1. 自らが居住するため住宅を必要とする者であつて、所得が月額15万8千円以上、48万7千円以下であり、かつ同居親族(婚姻の届出をしないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。)があるもの 2. 災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情があり、特定公共賃貸住宅への入居が適当と判断される場合で、上記1に記載する所得を有する者 3. 上記1、2のいずれかの条件を満たし、かつ暴力団員でない者
(出所：県ホームページ)		特定公共賃貸住宅に入居することができるのは、次に該当する方です。 1. 自らが居住するため住宅を必要とする者であつて、所得が月額15万8千円以上、48万7千円以下であり、かつ同居親族(婚姻の届出をしないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。)があるもの 2. 災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情があり、特定公共賃貸住宅への入居が適当と判断される場合で、上記1に記載する所得を有する者 3. 上記1、2のいずれかの条件を満たし、かつ暴力団員でない者

中南地域民局地域整備部	公的年金所得を一時所得とする判断について	しかし、特定公共賃貸住宅条例第4条では上記のほかに、県税を滞納していないこと、特定公共賃貸住宅や県営住宅の家賃を滞納していないことが条件とされている。 ホームページの入居条件は、入居を希望する住民にとって重要な情報であるため、記載されていない、県税を滞納していないこと、特定公共賃貸住宅や県営住宅の家賃を滞納していないことの2条件について、速やかに追加するべきである。	「いこと」にかかる確認の記録について	て持ち家がないこと」が求められているが、県がこの要件を確認している証跡が特段見られない、あるいは不十分である。 県は「入居者全員について持ち家がないこと」を確かめるために、①入居申込者に対するヒアリング、②所得・課税証明書における不動産収入の有無の確認、③入居申込書における住宅困窮状況の記載からの推定等を行っていることである。この点、①についても入居申込者へのヒアリング結果は特段文書化されず、持ち家がないことを確認した事実を証明できない。②についても所得・課税証明書において不動産収入がないことをもって「持ち家がない」と判断することは適当ではない。③についても入居申込書における住宅困窮状況における「収入に比して著しく過大な家賃の支払をしている」といった記載内容から間接的に「持ち家がない」と判断してしまうことも正しくない。 該当するホームページの項目について、入居者資格の条件を追記した。
西北地域民局地域整備部	県営住宅入居申込書における住宅の困窮事情の記載について	当該誤謬により、入居可否の判定や家賃算定等の判断事項に段階の影響は及ぼしていないが、『青森県県営住宅家賃算定業務マニュアル』において一時所得はその臨時的な性質から所得金額に含めない取扱いとなつており、一時所得とその他の所得は慎重かつ明確に分類することが求められている。今後はこのような誤謬がないよう留意されたい。	「いこと」にかかる確認の記録について	て持ち家がないこと」が求められているが、県がこの要件を確認している証跡が特段見られない、あるいは不十分である。 県は「入居者全員について持ち家がないこと」を確かめるために、①入居申込者に対するヒアリング、②所得・課税証明書における不動産収入の有無の確認、③入居申込書における住宅困窮状況の記載からの推定等を行っていることである。この点、①についても入居申込者へのヒアリング結果は特段文書化されず、持ち家がないことを確認した事実を証明できない。②についても所得・課税証明書において不動産収入がないことをもって「持ち家がない」と判断することは適当ではない。③についても入居申込書における住宅困窮状況における「収入に比して著しく過大な家賃の支払をしている」といった記載内容から間接的に「持ち家がない」と判断してしまうことも正しくない。 該当するホームページの項目について、入居者資格の条件を追記した。

		<p>この記載だけでは住宅に困窮している状況は不明であり、住宅に困窮していると判定するには不十分であると考える。困窮事情を具体的に記載するよう指導すべきである。</p>
上北地域県民局地域整備部	三沢市との合築団地の移管について	<p>県営住宅桜町団地では、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例により、団地及び共同施設に係る事務を三沢市が処理することとされている。桜町団地は、三沢市の市営住宅との合築により、一棟の団地として建設された団地である。したがって、一棟の団地ではあるが、その内部は県営住宅部分と市営住宅部分に分かれている。事務の面でも、入居者に配布している入居のしおりや、必要とする保証人の数や、入居時及び入居中の各種手続に関する必要書面等の扱いが県営住宅部分と市営住宅部分で異なっている。</p> <p>一棟の団地であるながら、入居する住民が県営住宅なのか市営住宅のかによって、事務の取り扱いが異なるのは、事務を処理する三沢市の担当者だけではなく、入居者の不便もあろうかと推察する。</p> <p>したがって、長期的には県営住宅部分の三沢市への移管を含めて、事務処理上の取り扱いを統一していくことを検討することが望ましい。</p>
下北地域県民局地域整備部	県営住宅入居申込書記載の住宅の困窮事情について	<p>6 項 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない（自己の責めによる場合を除く。）の証明欄に入居者の母親の署名があり、無職の子供（2児の母子家庭）が独立し、県営住宅に入居することとなつたが結局家賃を一度も払えず強制退</p>
		<p>め、聞き取りや書類等により情報の補填を行い、住宅の困窮事情を判断した。申込者の事情によつては訂正等の指導が難しい場合があるため、根拠書類等又は判断した理由等を入居申込書に付して保管する。</p> <p>桜町団地の起債償還が令和 13 年度（2031年）に終わることから、移管の目安は令和 14 年度以降とすることが望ましい。</p> <p>三沢市が起債償還分を払うことで早期の移管が実現可能であれば、三沢市と協議することとした。</p>

		<p>去を言い渡している事例があつた（その後、保証人が滞納家賃が払い込まれるほか、当人が生活保護を受けられるようになったため、市から代理納付が可能となり、退去は取り消している状態）。</p> <p>上記事例の他にも同項目について、「両親に自立を促しているため」という理由が記載されている実際の入居者が散見される。</p> <p>D V や虐待等、親の実家にいられなくなった等のやむにやまれぬ場合は別として、収入の目途も立たない子供（成人ではあるが）に実家から独立することを後押しすることが「住宅の困窮事情」（県営住宅条例第 6 条 1 項 4 号）の趣旨と一致するものといえるのか甚だ疑問である。</p> <p>同項の運用を厳格にする一方、そのようなケースには住宅提供前に必要な生活のサポートができるよう市町村や各種のチャネルと連携できる体制を構築する等のの方策をとすることが望まれる。</p>
建築住宅課	連帯保証人の要件に関する確認手続について	<p>青森県県営住宅条例によれば、連帯保証人については、県営住宅の入居者と同程度以上の収入を有する者であることが求められている（青森県県営住宅条例第 8 条第 1 号第 1 号ロ）。</p> <p>現状において県は、連帯保証人が署名押印した請書を入手し、請書に記載の勤務先等を確認している。また、連帯保証人の印は、印鑑登録済みのものとされ、請書の提出に際して印鑑証明書を添付することを求めている。しかし、これらの対応では、連帯保証人の収入を具体的に確認することはできないため、連帯保証人の保証能力を確認する手続としては不十分である。</p> <p>青森県県営住宅条例に定めた連帯保証人の要件を確認するため、連帯保証人の収入に関連する追加的な資料の微求等を検討することが必要である。</p>
上北地域県民局地域整備部	「上平団地 県営住宅入居のしおり」の記載不備	<p>「上平団地 県営住宅入居のしおり」（別表）県営住宅修繕負担区分（22 頁）表中に負担区分として「指定管理者」との記載がある。</p> <p>しかし実際は、同団地について指定管理者に対する業務委託は行っておらず、明らかな誤記と言える。正しくは「県民局」と記載すべきであり、速やかに訂正する必要がある。</p>
建築住宅課	家賃減免措置における算定	<p>県営住宅の家賃については、県は入居者の収入が著しく低額である場合などに本来の家賃から一定割合</p>

誤りについて

を減額する措置（減免措置）を講じている。この減免

措置における減免額の算定で、家賃減免要領の定める計算方法の適用を誤り、減免額が不足し、本来の家賃

より過大に徴収している事例が複数発見された。

具体的な計算誤りの内容は以下のとおりである。公

営住宅法施行令の改正を受け、県は家賃減免要領を改

正し、令和3年7月以降の家賃减免において適用する

こととした。改正後の家賃减免要領では、「特別收入

月額」を算定するにあたり、公営住宅法施行令の第1

条第3号イの控除額を控除することを規定している

（家賃減免要領第2（1））。今回発見された算定誤り

では、いずれもこれを控除していかなかった。

家賃の過大徴収があつた入居者に対しては、過大徴

収額を返還する必要がある。

なお、県は令和4年12月以降、対象となる入居者

を順次個別に訪問し、家賃减免訂正通知書の交付等、

過大徴収額の返還手続を進め、令和5年1月末時点では対象者への返還をすべて完了している。

「家賃減免措置における算定誤りについて」において指摘した家賃減免要領の改正内容及び改正理由の周知方法について

建築住宅課から各地域県民局及び各県営住宅等指定管理者に対して発出された通知には、以下のように記載されている。

1. 改正の概要及び理由

公営住宅法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第359号）の施行に伴い、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、未婚のひとり親に対する控除の新設及び事帰（寡夫）控除の見直し等が行われ、令和3年7月1日以後に行われる家賃の算定の基礎となる収入の計算から適用されて

いることから、県営住宅家賃减免における特例収入月額の算定に反映させるための改正を行うものである。

（出所：「青森県県営住宅家賃等の減免及び徴収に関する要領」の一部改正について（通知）（令和3年12月3日 青建第349号））

この家賃減免要領の改正では、「特別収入月額」の算定において、給与所得又は公的年金等による離所得を有する入居者（以下、この項において「給与所得者

対象者への返還はすでに完了済みである。減免要領に関する地域県民局と連携し、今後算定誤りがないよう

に図る。

等」という。）にとって從来の取り扱いと比較して有利な改正が含まれていた。具体的には、給与所得者等の特例収入月額の算定上、家賃減免要領改正前と比較して特例収入月額が月額約8,333円（年間10万円÷12か月）減額され、より多くの家賃减免を受けやすい結果となる実質的な変更があつた。給与所得者等以外の入居者については特例収入月額の算定方法の変更是なく、給与所得者等のみに有利な制度変更である。このような、実質的な制度変更があつたにも関わらず、そのことについて通知の中で言及がなかつたため、各地域県民局においては、家賃減免要領の改正があたかも公営住宅法施行令の一部を改正による給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替という形式的な改正であると誤認するおそれがあった。事実、「家賃減免措置における算定誤りについて」に記載したことおり、県内4つの地域県民局において多数の算定誤りが発生している。各地域県民局及び指定管理者に対する実質的な制度変更に関する情報提供がなかつたことが、家賃減免措置における算定誤りを誘発したと言つても過言ではない。

家賃の減免額に関する計算過程が変更される場合には、各地域県民局及び各県営住宅等指定管理者に対して、家賃減免要領の改正内容及び改正理由の十分な周知を行い、算定誤りを防止することが必要である。図るとともに減免要領の見直しを検討した。今後、減免要領改正に伴い各地域県民局及び各指導管理者を対象にした研修会等を開催する等として、十分な周知を図ること

建築住宅課の改正時期について

家賃減免要領は、令和3年度において改正され、令和3年12月3日から施行されている。しかし、以下に示した家賃減免要領附則2に記載してあるとおり、「令和3年7月1日以後に行われる家賃の算定の基礎となる特例収入月額の計算」について適用することとしており、施行前の期間（令和3年7月1日から令和3年12月2日）における特例収入月額の計算にも遡及適用されることとなっている。

【家賃減免要領 附則2】

2 令和3年7月1日以後に行われる家賃の算定の基礎となる特例収入月額の計算については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第359号）による改正後の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号イからトまでに掲げる額を控除して行うものとする。

		<p>このように遅延適用を求めるような要領の改正は実務上多くの混乱をもたらすことにつながるため、望ましくない。「家賃減免措置における算定誤りについて」に記載した算定誤りが発生した要因の一つとも考えられる。</p> <p>適時適切に要領を改正することが必要である。</p>
建築住宅課 特定公共賃貸住宅の不動産鑑定評価について	特定公共賃貸住宅の家賃は、家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることが求められている（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号）。	<p>青森県県営住宅家賃算定業務マニュアルでは、特定公共賃貸住宅の家賃について3年毎に不動産鑑定評価を実施し、見直しの要否を判断することとすることになっている。しかし、直近に実施した平成29年以降、県は不動産鑑定評価を実施していない。</p> <p>平成30年10月に県がまとめられた特定公共賃貸住宅利活用方針によれば、特定公共賃貸住宅は「基本的方向として用途廃止するもの」とはされている。しかし、特定公共賃貸住宅の家賃を近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定める必要があることを考えれば、固定資産税の評価替えが行われる3年毎に不動産鑑定評価を実施するという県営住宅家賃算定業務マニュアルの規定は妥当であり、不動産鑑定評価は実施するべきであると考える。</p> <p>仮に特定公共賃貸住宅利活用方針等を根拠に、3年毎不動産鑑定評価の規定を変更すべきと判断するのであれば、その理由を決裁書等で明らかにしたうえで、マニュアルの記述を改めるべきである。</p>
建築住宅課 所得金額等申告未提出者への対応について	県営住宅では、毎年度7月頃入居者に前年の所得について申告をしてもらい、それに基づいて収入認定を実施する。その結果、収入超過者・高額所得者には県営住宅明渡しの依頼や家賃の増額を行うことになる。一方で、所得金額等申告書の提出がない場合は、近傍同種の家賃を徴収することになっている。 <p>しかし、入居者の中に毎年所得金額等申告書を提出していない者が存在する。県民局担当者に未提出の理由を確認したところ、本人は所得が高いらしく、申告書を提出しても近傍同種の家賃に設定されるのだから資料を集めて提出する手間が惜しいと考えている様子であるとのことであった。</p> <p>しかし、その入居者の所得が高ければ高額所得者に</p>	<p>特定公共賃貸住宅の家賃は、家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることが求められている（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号）。</p> <p>青森県県営住宅家賃改定について</p> <p>青森県県営住宅の家賃は、家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることが求められている（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号）。</p> <p>青森県県営住宅家賃算定業務マニュアルでは、3年毎に不動産鑑定評価を実施し、見直しの要否を判断すると定めている。しかし平成11年の供用開始以来、家賃改定が実施されたことはなく、現行の家賃は供用開始に決定した家賃のままである。</p> <p>供用開始から20年以上が経過し住宅の老朽化が進行していることを踏まえれば、不動産鑑定評価に従って月額家賃を減額改定することも一案であると思われる。不動産鑑定評価による家賃の下落が少額であれば、改定しないことにも合理性はある。しかしその場合にも、どの程度の下落を少額と判断したのかは明らかにしておくことが望ましい。</p> <p>また、月額家賃の見直しを不要と判断した経緯や結論を記載した文書は残されていなかった。見直しの要否判断の経緯及び結論は、法令に従った判断であることを明らかにするためにも、文書化して残すことが望ましい。</p>

建築住宅課 口座振替以外の家賃納付方法の多様化について	口座振替以外の家賃納付方法は、金融機関窓口での納入通知書による納付のみである。現在は銀行のみ対応しているが、ATMによる納付もできない。したがって、銀行の営業時間しか家賃を納付できない状況である。この状況では、平日に時間が取れず納付が遅れた	<p>該当し、本来明渡しをしなくてはならない状況にある可能性もあり、近傍同種の家賃を支払っていればそれでよいというわけにはいかない。また、未提出であることによって、県担当者が提出の督促などを何度も実施しており本来不要な事務手続の負担が発生している。</p> <p>青森県県営住宅条例第10条に「入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、知事に所得に關する事項を申告しなければならない。」とあるように、県営住宅に入居している以上所得金額等申告書の提出は義務である。</p> <p>したがって、特段考慮すべき事情がないのにも関わらず所得金額等申告書を提出しない入居者に対し、収入調査を強化する必要がある。</p> <p>特定公共賃貸住宅の家賃は、家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることが求められている（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号）。</p> <p>青森県県営住宅家賃改定について</p> <p>青森県県営住宅の家賃は、家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定めることが求められている（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号）。</p> <p>青森県県営住宅家賃算定業務マニュアルでは、3年毎に不動産鑑定評価を実施し、見直しの要否を判断すると定めている。しかし平成11年の供用開始以来、家賃改定が実施されたことはなく、現行の家賃は供用開始に決定した家賃のままである。</p> <p>供用開始から20年以上が経過し住宅の老朽化が進行していることを踏まえれば、不動産鑑定評価に従って月額家賃を減額改定することも一案であると思われる。不動産鑑定評価による家賃の下落が少額であれば、改定しないことにも合理性はある。しかしその場合にも、どの程度の下落を少額と判断したのかは明らかにしておくことが望ましい。</p> <p>また、月額家賃の見直しを不要と判断した経緯や結論を記載した文書は残されていなかった。見直しの要否判断の経緯及び結論は、法令に従った判断であることを明らかにするためにも、文書化して残すことが望ましい。</p>
--------------------------------	--	---

			る入居者が発生する可能性が高く、家賃の早期回収の観点から問題となる。また、入居者にとってあまりにも不便である。
			ゆうちょ銀行やコンビニエンスストアでも納付可能なことによるなど、家賃納付方法の多様化を図ることが、入居者の支払利便性を上げ、滞納防止に資すると考えられるため検討された。
三八地域整備部	県営住宅家賃滞納整理票について	青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領（一部抜粋）】	これら機関への手続き（納付書等）や手数料等の問題があり、取り止められた経緯がある。今後、上述した問題を解決する手段が見つかった場合に導入を検討していく。
（県営住宅等家賃滞納整理票の作成）	第3条	局長は、家賃を3か月分以上滞納している滞納者及び滞納家賃が2か月分以下の滞納者で、催告書を送付したもの前条第2項の規定に基づき催告書を送付したものについては、県営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃滞納整理票（第5号様式。以下「整理票」という。）を作成しなければならない。	青森県県営住宅等家賃滞納整理票にて、家賃を3か月分以上滞納している滞納者及び滞納家賃が2か月分以下の滞納者で、催告書を送付したものにつき、県営住宅家賃滞納整理票（第5号様式）を作成する旨を以下のとおり規定している。

上北地域県民局地域整備部	十和田市との連携について	十和田市内に所在する県営住宅では、過去に家賃の高額滞納者が発生しており、その催促や退去事務について県担当者は多大の労力と時間を費やしている。この点、県は市町村のように住民と直接の接点を持つ機会が少ないため、市町村と比較すると住民の状況を把握しにくい状況にある。そのため、住民の困窮度合に応じた生活保護や介護等福祉サービスの案内においては、各市町村に委ねるほかなく、生活保護受給者について、住宅賃等の代理納付の活用、福祉的観点からの様々なケアという観点から見ても、県がサポートできるメニューは非常に限られる。
建築住宅課	浴槽・給湯器等を入居者が設置・撤去する現行制度の変更について	そのため、現在十和田市が建設事業（PFI）を行っている市営住宅に上平団地に入居者の移転等を令和元年11月29日付けで依頼し、県営住宅上平団地の用途廃止を検討しているところである。
		一部の県営住宅の入居に際して、新規入居者自らが浴槽・給湯器を購入し設置する必要があるが、このようないくつかの運用は時代錯誤と考える。制度変更を検討すべきではないだろうか。県内では、昭和50年代以前に竣工された県営住宅を中心とした浴槽・給湯器（以下、「浴槽等」という。）が設置されていない住宅が相当数存在する。このような県営住宅では、入居者が自ら浴槽等を設置し、退去時には浴槽等を原状回復として撤去する運用がなされている。入居希望者の経済的負担軽減や、環境負荷低減の観点から、一定の条件のもとに浴槽等の残置を認める措置や、県が浴槽等の設置・管理を行う制度への変更を検討することが必要と考える。

合和3年度の県営住宅家賃滞納整理票を閲覧した結果、記載する必要がある項目に記載が無いものや、記載が不十分な県営住宅家賃滞納整理票が散見された。

家賃滞納整理事務の有効性及び効率性を高めるため、「債務の状況」、「滞納原因」及び「保証人に関する状況等」への記載を充実させることにより、滞納者の実態を理解しやすいうように整理することが望まし

等を自己負担で設置する仕様で建設されており、全国的に見ても特段珍しいものではない。しかし、昭和 60 年代以降において県が新たに建設する公営住宅では漏れなく浴槽設備が設置されている事実や、衛生観念が向上している現代において公営住宅設置の根柢である憲法第 25 条（生存権の保障）の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためには浴槽設備は必須のものと考える。また、県営住宅は、住宅に困窮する所得の低い者を対象としていることから、入居希望者の浴槽等購入にかかる初期費用（約 20 万円程度のこと）の負担感は相当に大きいと想定され、また、退去時の撤去作業も負担となるだろう。加えて、入居者変更の度に退去者が浴槽等を撤去し、新規入居者新たな浴槽等を新規購入している状況は、県の環境計画である「第 6 次青森県環境計画」が提唱する 3R（スリーアール）をはじめとする環境にやさしい行動規範と相反している。		
他の自治体の状況を調査したところ、一定の使用年数内の浴槽等なら検査のうえ残置を認める方針や、新規に募集する部屋に給湯設備が設置されていない場合も、県が設置を行う方針、希望に応じて既に設置されている浴槽等を県管理（浴槽等未設置の場合は県による新規設置も可）と以後の故障対応や管理を県で行う方針（併せて、賃料の増額となる）等の課題解決のための様々な対応が見られた。青森県においても上記のような対応を図ることを検討されたい。		
中南地域県民局地域整備部	退去時手続時における綱羅的的な確認報告書の入手について	県営住宅等の管理に関する基本協定書では、「9 退去事務（5）乙は、入居者が負担する修繕箇所がある場合は県営住宅等退去修繕確認書（別紙 23）を交付し」と規定している。しかし、実際には修繕箇所があるかどうかに問わらず、県は県営住宅等退去修繕確認書（別紙 23）を交付して修繕工事箇所の有無を確認の上その結果を記載し、保管していた。
城東団地（イ～ニ）…96 戸	小沢第二団地（H～L）…96 戸	修繕工事箇所の有無を明確にし、入居者と県の認識が相違しないようにするために、修繕箇所があるかどうかに問わらず、県は県営住宅等退去修繕確認書（別紙 23）を交付することは、退去事務の効果的かつ効率的な運用に資すると考える。
中南地域県民局地域整備部	退去時手続時における綱羅的的な確認報告書の入手について	したがって、県は実態に則した形で県営住宅等の管理に関する基本協定書の別記 2 管理業務仕様書の規定を改定し、修繕箇所があるかどうかに問わらず、県営住宅等退去修繕確認書（別紙 23）を交付して修繕工事箇所の有無を確認の上その結果を記載し、保管することが望ましい。

建築住宅課	退去時の修繕箇所の確認について	県営住宅等の管理に関する基本協定書では、「9 退去事務（5）乙は、入居者が負担する修繕箇所がある場合は県営住宅等退去修繕確認書（別紙 23）を交付し」と規定している。しかし、実際には修繕箇所があるかどうかに問わらず、県は県営住宅等退去修繕確認書（別紙 23）を交付して修繕工事箇所の有無を確認の上その結果を記載し、保管していた。	修繕の有無がいざれでない限り、県営住宅等退去検査事務の作成が規定されており、これにより、修繕箇所の有無と修繕済及び未修繕の状況を把握でき、改定は不要と判断された。
戸	戸	戸	戸
金谷団地（1～12）…78 戸	南桜川団地（1～11）…192 戸	南桜川団地（1～11）…192 戸	南桜川団地（1～11）…192 戸
（傍線監査人加筆）			
【青森県県営住宅条例（一部抜粋）】			
第十七条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、五日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出で、当該県営住宅について、県営住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。			
（傍線監査人加筆）			
条例が要求する退去時検査は、県と指定管理者との間で締結した「県営住宅等の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者が実施し、県は指定管理者			

から提出された結果報告を確認するという流れで行われる。具体的には、指定管理者が退去後の室内的の破損・汚損状況、修繕必要箇所、その他の問題点の有無等を「県営住宅等退去検査事前確認報告書（以下、「確認報告書」とする。）」へ記入、後日又は同日に退去者立合いの下で修繕箇所・期日の合意を形成し、修繕後に原状回復が適切になされたことを確認、県は指定管理者から提出された確認報告書の閲覧等により適切な退去手続がなされたことを確認している。

今回、監査を実施したところ、県は令和3年12月16日に退去したI氏についての確認報告書を指定管理者から微取しておらず、部屋の破損・汚損状況、原状回復の履行状況等が不明であった。このような運用となってしまった背景としては、県は検査員（指定管理者）から破損・汚損等がないことをヒアリングしており、I氏の入居日（令和3年12月1日）から退去日（令和3年12月16日）までが短期であったことから、確認報告書の入手を省略したとのことである。

「県営住宅等の管理に関する基本協定書」において、退去時には確認報告書を適切に微取し問題点の有無及び修繕必要箇所を把握することが明確に求められている。また、たとえ短期間の入居であって也要修繕箇所が発生する可能性はあるため退去時検査において問題点・修繕必要箇所等を文書化することは県・退去者・新規入居者間の責任区分の明確化にも関連する重要な事項である。県は退去時手続において、漏れなく確認報告書を入手しなければならない。

なお、今回の事例において指定管理者から県への確認報告書の提出は行っていないものの、破損・汚損等がない旨の確認報告書の作成は行っており、監査にて確認済みである。

中南地域県民
局地域整備部
届の期日内入
手について

青森県県営住宅条例第17条1項に基づき、退去者は退去日の5日前までに「県営住宅返還届（以下、「返還届」という。）」を県へ提出する必要があるが、五日前という期日内に返還届が提出されない事例が下表のとおり2件あった。

【図表 収還届 遅延提出一覧】

退去者名	返還届提出日	退去日
A氏	令和4年1月28日	令和4年1月31日
B氏	令和4年1月28日	令和4年1月31日

（出所：返還届より）

【青森県県営住宅条例（一部抜粋）】

第十七条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、五日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出て、当該県営住宅について、県営住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

青森県県営住宅条例が「五日前」と定める趣旨は、県および指定管理者において退去時検査や敷金返還等の退去事務の余裕を持った円滑な遂行を図ることにあると考えられるため、県はこの趣旨を達成するためにも、期日内に返還届を提出するよう入居者を指導することが必要である。なお、今回の二名の事例において退去事務は帶りなく行われており、返還届の提出が遅れたことによる実害は発生していないものと判断される。

下北地域県民
局地域整備部
の必要性について

修繕計画管理
昭和団地12戸、山田団地3戸、金谷16戸の計31戸が空室となっているが、公募にあたっては、そのすべてを募集にかけるわけではなく、入居に要する修繕の度合（時間やコスト）との兼ね合いで、そのうち一部の空室を選択して募集をかけている（令和4年10月では公募数6戸の見込）。団地によっては漏水等修繕に相当のコストを要するものもあり、数年に渡って募集にかけられない空室も存在している。

令和3年度には、大雨の影響で隣接する市町村の避難者を受け入れるため、急遽修繕をした例があった。

このような不測の事態に備え、入居がいつでも可能な状態に修繕しておくことが望まれる。そのために必要な修繕費を見積り、予算化のための管理表を作成し、このようないくつかの方法で実現する。

東青地域県民
局地域整備部
の個人使用
(野木和)

屋外スペース

上部のベランダ部分の下が空いた構造になっている。この空いたスペースに個人の私物である庭用の道具等が置かれていた。

居室外のスペースについては、個人使用できるスペ

ースがないのだから、入居者全員が公平な取り扱いが

行われるように違反者には注意を促して是正措置を講じることが望ましい。

空家に必要な修繕費を見積り、予算化のための管理表を作成し、

毎年アップデートすることが望ましいと考えられる。

屋外一階部分は、二階以上と間取りが異なり二階以降のベランダ部分の下が空いた構造になっている。

注意喚起を実施した。

東青地域県民 局地域整備部	駐車場の看板 (南桜川I)	屋外にある一部フェンスの取り外し(南桜川I)	外の駐車場看板のペンキが経年劣化によって見えなくなっている状況であった。早急に修繕することが望ましい。	東青地域県民 局地域整備部	駐車場の看板 (南桜川I)	屋外にある一部フェンスの取り外し(南桜川I)	外の駐車場と公園の境にあるフェンスが経年劣化によって見えなくなっている状況であった。早急に修繕することが望ましい。	当該団地を含め、看板の印字が薄くなっているものについて全て修繕した。	
東青地域県民 局地域整備部	空き戸の量 局地域整備部 の日除けカーテン設置 (戸山)	地理的・気象 条件を考慮した建築設計 (ペイサイド柳川)	空き戸の量の表替えをしたにも係わらず、畳焼け防止の日除けカーテンの設置がないため、畳焼けのおそれが高いと感じられた。時間を空けずに次の入居者が入居すれば問題がないが、時間が経過すればする程、畳焼けの可能性が高くなり、余計な出費が発生することになる。 簡易な日除けカーテンの設置等、畳焼けを抑える対策を検討することが望ましい。	東青地域県民 局地域整備部 の空きスペースに駐輪している事例が散見された。ルールどおりに駐輪するよう注意喚起が必要である。	局地域整備部 指定場所以外 への駐輪 (戸山)	空き戸の量 局地域整備部 の日除けカーテン設置 (戸山)	空き戸の内部を視察したところ、退去時に折角畳の表替えをしたにも係わらず、畳焼け防止の日除けカーテンの設置がないため、畳焼けのおそれが高いと感じられた。時間を空けずに次の入居者が入居すれば問題がないが、時間が経過すればする程、畳焼けの可能性が高くなり、余計な出費が発生することになる。 簡易な日除けカーテンの設置等、畳焼けを抑える対策を検討することが望ましい。	示により注意喚起を行い、所持により、所有者を特定し駐輪場所に駐めるよう指導した。	
東青地域県民 局地域整備部	駐車場への駐車 (戸山)	駐車場ではなく自室前のスペースに駐車している事例があった。用途変更が決定してはいるが、最後までルールを遵守するように掲示板に注意喚起の掲示をする等の措置が必要であると思われる。	駐車場ではなく自室前のスペースに駐車している事例があった。用途変更が決定してはいるが、最後までルールを遵守するように掲示板に注意喚起の掲示をする等の措置が必要であると思われる。	東青地域県民 局地域整備部	共用スペース における烟の造成について (小沢)	移転に伴う引越し作業の一時的な駐車であり、県が丁承済の案件であった。	駐車場のすぐ近くの共用スペースにおいて、煙が造成されていた。 公営住宅法第15条では「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」とし、公営住宅法第27条1項では「公営住宅の入居者は、当	局地域整備部 指定場所以外 への駐輪 (戸山)	の空きスペースに駐輪している事例が散見された。ルールどおりに駐輪するよう注意喚起が必要である。

東青地域県民 局地域整備部	駐車場への駐車 (戸山)	駐車場ではなく自室前のスペースに駐車している事例があった。用途変更が決定してはいるが、最後までルールを遵守するように掲示板に注意喚起の掲示をする等の措置が必要であると思われる。	駐車場ではなく自室前のスペースに駐車している事例があった。用途変更が決定してはいるが、最後までルールを遵守するように掲示板に注意喚起の掲示をする等の措置が必要であると思われる。	東青地域県民 局地域整備部	共用スペース における烟の造成について (小沢)	移転に伴う引越し作業の一時的な駐車であり、県が丁承済の案件であった。	駐車場のすぐ近くの共用スペースにおいて、煙が造成されていた。 公営住宅法第15条では「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」とし、公営住宅法第27条1項では「公営住宅の入居者は、当	局地域整備部 指定場所以外 への駐輪 (戸山)	の空きスペースに駐輪している事例が散見された。ルールどおりに駐輪するよう注意喚起が必要である。
------------------	-----------------	--	--	------------------	--------------------------------	------------------------------------	---	----------------------------------	---

中南地域県民局地域整備部	団地案内図の劣化について (小沢)	小沢团地における団地案内図が劣化しており、判読不可能な状況にあった。公営住宅法第15条では「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない」と定めているが、判別不可能な老朽化した案内図を残置している状況は「適正かつ合理的」な管理が行われているとは言い難い。また、その老朽の程度から倒壊等の安全上の懸念も認められる。	開閉型の壁付掲示板を設置した上で、案内図を張替えた。	あるが、駐車区画に近いことから、駐車に支障が無いよう等適切に管理するよう指導した。
中南地域県民局地域整備部	電線と樹木の接触について (浜の町)	屋外駐輪場に放置自転車と思われる自転車があつた。公営住宅法第27条1項では「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払ひ、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と定めており、自転車が屋外駐輪場に放置されている現状は「正常な状態」とは言い難い。県は、原因者の特定を行い撤去要求することが必要である。	電話線かは不明)が接触していた。漏電等のリスクが認められるケースもあるので県は対応を行わなくてはならない。対応としては、電線の管理者(電力会社やNTT等)と費用負担も含め協議の上、リスクの診断、必要があれば樹木の選定・電線の保護カバーの取り付け等を行うことが一般的なようである。県は早期に電線の管理者と協議を行うことが必要である。	県は当該入居者の当該行為を停止させる必要がある。加えて、共用部分(階段、廊下等)等の私的利用を行わないよう注意喚起を徹底するべきである。
中南地域県民局地域整備部	老朽化したベンチについて (宮園第二)	該当自転車に張り紙をして、団地入居者に注意喚起を行ったところ、屋外駐輪場に置かれていた該当自転車が撤去されていることを確認した。	宮園第二団地の広場に劣化した6つのベンチがあった。これらのベンチの端は風化し尖っており、また、板が腐り基礎部分と接合されていない箇所も見られた。ベンチ本来の機能を果たしていないばかりか、利用者が怪我を負うリスクが認められる。公営住宅法第27条1項では「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払ひ、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と定めているが現状は「正常な状態」とは言い難い。また、県営住宅条例が斟酌している国土交通省令・公営住宅整備基準第3条では「公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない。」と定めているものの、安全に疑義がある当該ベンチを放置している現状は、この規程に反している。	県営住宅入居のしおり》における「階段室は共用部分であり、災害時の避難経路にもなるので、自転車、タイヤ、私物など置いてはいけません。」「通行の支障や火災の原因となりますので、階段、踊り場、廊下等にはものを置かないでください。」との記載にも反している。
中南地域県民局地域整備部	共用部(階段踊り場)の私的利用について (浜の町)	県営住宅の階段踊り場に私的物品を多数配置して、あかも自己の位置のように利用している入居者がいた。公営住宅法第27条1項では「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払ひ、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と定めており現状は「正常な状態」とは言えない。また、住民にとってのルールブックである『県令和4年の春先に行われており監査実施の令和4年認した。	張り紙の掲示を行った上、所有者へ連絡後、共用部分に置かれていた私的物品の撤去を確認した。	当住宅入居のしおり》における「階段室は共用部分であり、災害時の避難経路にもなるので、自転車、タイヤ、私物など置いてはいけません。」「通行の支障や火災の原因となりますので、階段、踊り場、廊下等にはものを置かないでください。」との記載にも反している。

		9月29日までの間に劣化が進行したことも考えられる。 いずれにせよ、県として安全性に疑義のあるベンチを設置し続けることは適当ではない。今後、ベンチの必要性等の調査も含めて、早期に修繕又は撤去を行るべきである。
中南地域県民 局地域整備部 における点検 日の掲示につ いて (宮園第二)	遊具保守点検 は遊具保守点検を委託形態にて実施している。遊具等を観察したところ、点検対象となった大部分の遊具等には「点検済み」とするプレートが取り付けられており、かつ、点検日付が記載されていたものの、宮園第二団地における遊具に取り付けられたプレートには点検日付が空欄のものが複数見受けられた。	遊具等点検 は定められておらず、契約内容の不履行等にはあたらず、プレート取り付けは業者のサービスとして実施されていることであった。確かに、点検報告書から個別遊具等の点検結果は確認できるため、必ずしもプレートの添付、点検日付の記入が必要というわけでもない。
中南地域県民 局地域整備部 における点検 日の掲示につ いて (旭ヶ丘)	ただし、監査にて現物確認を行ったところ、点検日付があるプレートを遊具等に添付することで、漏れのない確実な点検実施や、点検結果報告書と点検対象の同一物認定等に役に立つ場面が多くあるものを感じた。	遊具等点検 が判明したことから、今後、プレートの仕様等を検討していく。

		備等の維持管理に関する」として「県営住宅等の部材等の損耗状況を常時把握し、入居者等に対する事故等を未然に防止するとともに、点検結果を修繕計画的に的確に反映させ県営住宅等の施設を常時適正な状態に維持するための保守管理業務を行うことが指定管理者に求められている。
三八地域県民 局地域整備部 (旭ヶ丘)	看板の文字 (旭ヶ丘)	上記の円形ベンチについては、2018年に修繕要望が伝えられ、指定管理者から県へ報告されていた。しかし、安全措置が一切なされておらず、本件につき指定管理者に問い合わせをしたが、毎月バトロールして問題ない認識であり、安全措置をする必要はないという見解であった。円形ベンチが劣化して天板が朽ち果てており、ボルトがむき出しの状態からは、「基本協定書」に定められている保守管理業務が適切に行われていたと判断することは難しい。
三八地域県民 局地域整備部 (旭ヶ丘)	看板の文字 (旭ヶ丘)	なお、この件については監査より指定管理者に対して安全措置を施すよう要望し、2022年10月3日時点で立ち入り禁止とした安全措置がなされている事を、県から入手した写真にて確認した。

三八地域県民局地域整備部 (是川)	猫の多頭飼いについて （是川）	一部の入居者が猫を多頭飼いている可能性があり、近隣入居者の目撃情報が寄せられている。公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設において必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」とし、公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならぬ」と規定する。また、「公営住宅入居のしおり」では以下のように規定している。	動物への餌付けや飼育を行わないようチラシを配布し、注意喚起を行った。	動物への餌付けや飼育を行わないようチラシを配布し、注意喚起を行った。	一部の入居者が猫を多頭飼している可能性があり、近隣入居者の目撲情報が寄せられている。公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設において必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」とし、公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならぬ」と規定する。また、「公営住宅入居のしおり」では以下のように規定している。	猫を多頭飼しているという近隣入居者の目撲情報が寄せられていることから、県は速やかに事実関係を確認し、もしその事実を確認できたのであるならば、入居者に改善の必要があると考える。	猫を多頭飼しているという近隣入居者の目撲情報が寄せられていることから、県は速やかに事実関係を確認し、もしその事実を確認できたのであるならば、入居者に改善の必要があると想定する。
三八地域県民局地域整備部 (是川)	ごみ屋敷について （是川）	一部の入居者が部屋や占いスペースにごみを溜め込み、異臭を放つていい情報が寄せられている。公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」とし、公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならぬ」と規定する。また、「公営住宅入居のしおり」では以下のように規定している。	原因者が判明し、火災を防止するためにも速やかにごみの撤去を求め、指導している。また、原因者のケー	原因者が判明し、火災を防止するためにも速やかにごみの撤去を求め、指導している。また、原因者のケー	原因者が判明し、火災を防止するためにも速やかにごみの撤去を求め、指導している。また、原因者のケー	ごみを溜め込み、異臭を放っている状態は「正常な状態において維持している」とはいえず、「ごみの始末等はすべて入居者の皆さんで行っていただきます」との規定に反している事から、入居者へごみを始末する事を求める必要があると想定する。	ごみを溜め込み、異臭を放っている状態は「正常な状態において維持している」とはいえず、「ごみの始末等はすべて入居者の皆さんで行っていただきます」との規定に反している事から、入居者へごみを始末する事を求める必要があると想定する。
三八地域県民局地域整備部 (河原木)	放置自転車について (河原木)	自転車が共用スペースに放置されている事例が散見された。	自転車が共用スペースに放置されている事例が散見された。	自転車が共用スペースに放置されれている事例が散見された。	公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」と規定し、公営住宅法施行規則第1条では、「共同施設」として、「広場及び緑地」(第2号)、「通路」(第3号)を例示している。公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」と規定する。	公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」と規定し、公営住宅法施行規則第1条では、「共同施設」として、「広場及び緑地」(第2号)、「通路」(第3号)を例示している。公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」と規定する。	公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」と規定し、公営住宅法施行規則第1条では、「共同施設」として、「広場及び緑地」(第2号)、「通路」(第3号)を例示している。公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない」と規定する。

三八地域県民局地域整備部 (河原木)	タイヤ等の私物の放置について (河原木)	駐車区画外にタイヤ等の私物が置かれていた。	タイヤ等の私物の所有者が不明であり、速やかな撤去を求める。	駐車区画外にタイヤ等の私物が置かれていた。	タイヤ等の私物の所有者が不明であり、速やかな撤去を求める。	駐車区画外にタイヤ等の私物が置かれていた。	駐車区画外にタイヤ等の私物が置かれていた。
-----------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------------	-----------------------	-------------------------------	-----------------------	-----------------------

らない」と規定する。また、「公営住宅入居のしおり」では以下のように規定している。

【公営住宅入居のしおり 第4集合住宅でのマナー（一部抜粋）】

(2) 建物内外の手入れ

住宅や共同部分の掃除、ごみの始末等はすべて入居者の皆さんで行っています。また、通行の支障や火災の原因となりますので、階段、踊り場、廊下等にはものを置かないでください。

スワーカーとも連携して対応している。

				該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と規定し、公営住宅法施行規則第1条が、「共同施設」として、「駐車場」(第6号)を例示している。
				駐車場のうち入居者が契約する駐車区画以外の利用・占有については、無縫限での行為であり、「正常な状態において維持している」とはいえない。
				したがって、タイヤ等の私物を置いて駐車区画内外を占有している者に対して、直ちに物品の撤去を指示すべきである。
三八地域整備部	駐車スペース以外での自動二輪車の駐車について(岬台)	駐車場において、駐車区画以外で自動二輪車が2台置かれている状態となっていた。	自動二輪車	この不可能であるため、一時的に共同施設外に移動させ保管中である。
三八地域整備部	二輪車の駐車	公営住宅法第27条第1項では、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と規定し、公営住宅法施行規則第1条では、「共同施設」として、「駐車場」(第6号)を例示している。公営住宅法第15条では、「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。」と規定する。	所有者が不明であり、所去の指示ができないため、共用スペースに駐輪しないよう注意喚起するポスターを掲示し指導した。	施設外に移動させ保管中である。
西北地域整備部	放置自転車について(新宮)	西北地域整備部放置自転車について(新宮)	放置自転車と思われる自転車が数台あった。令和4年春に放置自転車の撤去を実施したことであつたが、それからまた増えてきているようである。今後も管理を継続してほしい。	自転車置場は自転車を置く施設であり、本来の目的を逸脱した方法で施設が利用されている。こうした行為を発見したときは、直ちに当該行為を停止させるべきである。
上北地域整備部	物置・駐車場	上北地域整備部物置・駐車場(上平)	決められた駐車場がありながら、玄関前の物置横や通路に停められている自動車が散見された。駐車場が玄関から離れていることもあり、玄関前の物置横のスペースに目が行くのは理解できるが、適正な運用上、駐車場への停車を指導すべきである。	自転車の収納ネットを自分で設置している住戸や、自転車が見られたが、物置内への収納を指導すべきである。
上北地域整備部	花壇の造成や植樹	(上平)	道路に面した通路に花壇を入居者が私的に造成している。団地の景観を損ねるようなものではないため、黙認されているようだが、公営住宅法第27条第1項「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。」ため、団地内での何らかのルールを決めて運用することが望ましい。	団地内の美化活動の一環として寄与しているため、私的利用や迷惑行為でない限り指導等の対象とはしない。
上北地域整備部	集会所	(上平)	集会所横に、リヤカーや自転車、車のタイヤが放置されていた。通行の邪魔になるほどのものではない。	集会所又は所有者の物置

			が、集会所内や倉庫に適正に収容するよう指導することが望ましい。	内への収納を指導を行った。
上北地域県民 局地域整備部	児童遊園 (上平)	駐輪場及び物 置	ごみ箱が設置されているが、周辺にも一部ごみが散 乱されていたため、適正な運用を指導すべきである。 また、木の切り株が目立たないかたちで放置されてい るので、住民の安全上注意を促す措置（目印を立てる 等）が必要である。	ごみ箱を管 理する自治会 等に対し適正 な運用を指導 すると共に、 切り株の伐根 を行った。
上北地域県民 局地域整備部	駐輪場及び物 置 (桜町)	物置は共同で一つの建物内に、住戸毎にスペースが 割り振られていて、自転車もそこに収納されている。 スペースが狭いので、住戸によつてはすべての荷物が 収まらず、いくつかのスペースは自転車や荷物がはみ 出していた。また、物置外の外壁や廊下にも自転車が置 かれていたので、適正な収納を指導すべきである。	入居者に対 し私物の物置 内へ収納する よう指導を行 った。	
下北地域県民 局地域整備部	共有スペース の私的利用 (昭和)	自転車が玄関前に置かれている。またタイヤが1階 のベランダの下に置かれている住戸が複数あつた。適 切な収納を指導すべきである。	撤去の指示 及び今後も共 有スペースの 私的利用を行 わないよう指 導した。	
下北地域県民 局地域整備部	共有スペース の私的利用 (山田)	一部の住戸の玄関前に机や未使用のドラム缶が置 かれている。適切な収納を指導すべきである。	撤去の指示 及び今後も共 有スペースの 私的利用を行 わないよう指 導した。	
下北地域県民 局地域整備部	共有スペース の私的利用 (金谷)	比較的大澤山のタイヤが物置横に積みあがつた住戸 がある。腐葉が必要な使用不可能な自転車やスキー板 が物置横にある。適切な収納等の指導が必要である。	撤去の指示 及び今後も共 有スペースの 私的利用を行 わないよう指 導した。	
下北地域県民 局地域整備部	駐車場の掲示 板 (金谷)	掲示板に貼られていたはずの銅版がはがされされ たまま放置されていた。 また、掲示板自身もかなり古く、色を塗るなど見た 目を改善して団地の景観保持に役立つことが望ま しい。	掲示板を修 繕した。	

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一
番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
人)

定価小口一枚三付十八円九十九銭
毎週月・水・金曜日発行